時事新報

明治廿八年三月十四日 水曜日 (庚申)
舊暦乙未二月十八日
日出午前五時五十六分 日入午後五時四十六分
月出午後九時三十二分 月入午前七時三十分
滿潮午前七時二十四分 午後七時四十分
(西暦一千八百九十五年)
年始より七十三日 年末まで二百九十二日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

朝鮮政府の改革

は文明仁義等の問題を別にして單に日本國の自利の爲めに是非とも斷行せざる可らずとの次第は前々號の紙上(三月十二日)に論述したり扨て之を斷行するの方法如何と云ふに實を申せば利害直接の朝鮮人をして事に當らしめ日本は傍より時々忠告を與ふる位に止るみそ最も穩當なる處分に似たれども如何にせん彼の國人の卑屈にして自から進むの勇なく私に委縮して國事に不深切なるは最早や天下に隱れなき事實にして若しも彼等の爲す所に任せ置くときは何百年の後に改革の實効を奏す可きや殆んど河淸を待つに異ならず或は目下日本國の勢力を以て彼れに臨み固く改革を約したらばマサカ之に背くみともなかる可しなど云ふ人もあれども之を從前の實驗に照し凡そ朝鮮人に約束して其約束の通りに履行したる例は先づ以て皆無と云ふも可なり政府と政府との公約は勿論一個人の私に於ても無抵當の約束は無論に異ならず例へば金錢の貸借の如き苟も之を手離して彼れに渡すときは其約束の如何に拘はらず實際は進上も同樣にして嘗て返濟の義務を果したるみとなきのみか彼等の本心に於ても之を思ふみとなく借用したる金も貰ふたる金も又拾ふたる金も自分の手に入りたる金は即ち私有金にして瀉蛙〱平氣なるは迚も日本國民などの想像に及ばざる所なり彼の國情に經驗ある或人の話に「朝鮮人の公心(パブリツクスピリツト)に乏しきは實に世人の想像外にして彼國にて錚々たる名士を以て稱せらるゝ人と雖も眞實、心の底より國の爲を思ふ者は甚だ少なし今若し朝鮮の所謂愛國家に向て朝鮮政府に百萬圓を贈與せんか或は君に百圓を與へんかと問はゞ彼等は必ず自から百圓を得んみとを望むに相違ある可らず斯の如き者共を相手にして國事を議するは畢竟無益の勞のみ」とて痛く失望落膽して語りたるみとあり數百年來弊政の結果遂に社會の人心を腐敗し了りたるものにして今日彼等の手を以て自から國事を改革せんなどは到底思ひ寄らざる所なれば日本政府は當所支那を擯けて獨力以て朝鮮を改革せんと決したれども今は其朝鮮人をも眼中に見ずして之を斷行するの覺悟なかる可らず是れに就き目下第一の急務は改革の衆て主張する如く彼の政府に日本人を入れて直に事に當らしめ改革に關する政務をば都て日本人の手を以て處理するみとなり朝鮮國王は此程詔勅を發して德行才藝實踐方正の士を普く國中に求めたる由なれども現在の朝鮮に人才を求るは恰も瓦礫の中より金銀珠玉を得んと欲するものに異ならず先づ以て覺束なき注文と云はざるを得ず夫れよりも既に西洋文明の空氣を呼吸して殊に改革の業には最も事慣れたる日本人を雇聘して其經驗技量を利用する方遙に得策なるは多言を俟たずして明なり或は外國人を政府に容れては獨立國の體面を汚す云々の說もあらんなれども今日の勢は最早や斯る細事に頓着するの遑なきを如何せん凡そ人の住家に斷なく侵入するは不法の所爲なれども其家に火を失したるときは門戶を毀ちても突入して危急を救ふは當に法律上妨げなきのみならず道德上にも賞す可き事柄なり今や朝鮮は弊政の災に罹り其混亂狼狽は出火も啻ならずして我國に救を求め來りしものなれば其請に應じて之を救助するに何の疚しきみとかあらんや若しも今日の場合に尙ほ獨立國の體面云々に掛念し遠慮して空しく傍觀するみともあらんには是れが爲めに彼國の腐敗は愈々益々甚だしく遂には自から亡滅して其獨立を失ふに至る可し是れぞ即ち遠慮に過ぎて却て人の禍を大にするものにして世間の人事に珍しからぬ間違なり故に曰く我輩は朝鮮の獨立を全ふせんが爲めに我國が飽くまでも彼れの內政に干涉せんみとを希望する者なりと

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル質屋取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年三月十日

內閣總理大臣 伯爵伊藤博文
內務大臣 子爵野村靖

○法律第十四號

質屋取締法

第一條 質屋營業ヲ營マムトスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ支店ヲ設クルトキ亦同シ

第二條 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 質屋物品ヲ質ニ取ラムトスルトキハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第四條 住所、氏名ノ詳カナラサル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳カナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スヘシ
帳簿、質札及通帳ノ製方及樣式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 質屋ハ左ノ事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ
一 利子割合
一 流質期限
一 質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處置方
一 質物出入時間

第七條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ取ルコトヲ得ス
前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第八條 質屋ハ質物ヲ使用シ若ハ貸付スルコトヲ得ス
轉質ハ必要ノ場合ニ限リ命令ヲ以テ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得

第九條 質屋ハ左ニ揭クル制限內ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ス
貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二半
本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限リ無效トス

第十條 質置主ハ流質期限前ハ何時タリトモ元利金ヲ辨濟シテ其ノ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十一條 質屋ハ流質期限經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得

第十二條 質屋ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十三條 賊物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限リ警察官ニ於テ必要アリト認ムルモノハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十四條 賊物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸書ニ附記スヘシ品觸到達以後六箇月內ニ品觸ニ相當スル物品ヲ質ニ取リ若ハ質物トシテ占有セルコトヲ發見スルトキハ直ニ警察官ニ屆出ヘシ

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質物及帳簿ノ檢査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以內ヲ限リ其ノ物品ノ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得
警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ

第十六條 質物ニシテ遺失物若ハ賊物ニ係ルトキハ警察官之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後官沒スルコトヲ得

第十七條 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 質屋法律命令ニ違犯シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得
禁止及停止ノ效力ハ全國ニ及フ

第十九條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十條 質屋廢業シ若ハ營業ヲ禁止セラレタルトキト雖其ノ以前ニ成立シタル質契約及其ノ質物ニ付テハ仍ホ此ノ法律ヲ適用ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十一條 行政廳ハ何時タリトモ營業ノ禁止ヲ解クコトヲ得

第二十二條 左ニ揭クル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十五條ノ場合ニ於テ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者
二 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者
三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者
四 第八條第一項及第十九條ニ違反シタル者

第二十三條 第一條第二項、第二條、第三條、第四條、第五條第一項、及第二項、第六條、第七條第一項、第十四條及第十七條ニ違反シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第二十五條 質屋營業上ニ就テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十六條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十七條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス但シ沖繩縣ニ施行セス

第二十八條 此ノ法律施行以前ニ係ル質契約ニ付テハ契約當時ノ法令ヲ適用ス

第二十九條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

雜報

○北支那日々の威海衛占領記事

是迄は威海衛沒落に關する異說を得るみと甚だ困難にして殆んど全く出來得べからざる事の如くなりしに今幸にも一個の目擊者ありて其實況を說き以て日本の軍事をして一大光輝を放たしめたるは吾人の深く感謝する所なり嗚呼僅々二萬の兵士を以て堅牢無比、能く長日月を支へ得べき數多の砲臺を攻め落したる一話みそ誠に意想外にして啻に其事の甚だ面白きのみならず日本の此奇功を收めたる畫策を熟考すれば戰術上大に得る所あるや疑ひなし是迄は兵衆の多き所則ち勝算のある所たるが如く考へられたりしに今や勝敗の機は全然訓練の良否と輜重運輸の如何に存し訓練の完美なる所、輜重運輸の精確なる所、戰て勝たざるなきを見る威海衛攻擊の際從軍の許可を得て日本軍隊の運動を目擊したる諸外國人の如きは其將士の勇壯活潑なる精神と其動作の敏滑にして紀律の嚴正なりし事に對しては感嘆措く能はざるが如くにして其意氣の凛烈なるにも拘らず兵士に凍傷者のなかりしは衣服の充分なると彼等の能く事々物々に適合し易き天性を具へたるに依らずんばあらず其天然に關する事は爰に筆を擱して是より更に其細節に移らん

日本軍が威海衛の東凡そ三十哩なる榮城灣に上陸したるは一月二十日の早朝にして其兵二萬人、軍夫一萬、其內八百人は金州地方の支那人なりしが何れも能く其業に勉め少しも自國軍隊に同情を有するの色なかりき此軍の五十艘の運送船に搭じて大連灣を發したるは其前日即ち一月十九日の事にして佐久間中將、第二軍司令官として之を總督し其運送船は悉く上陸の準備を爲して之に便益を與へたり榮城灣には三四百の支那兵ありて野砲四門を以て之を拒ぎたれども日本兵邀擊の
砲臺及び上陸せる水兵の爲に擊
攻擊者の手中に落ちたり兵士の
を監視し其日の夕方第二軍の兵
榮城に至りたりしが其處には土
とを見たりと云ふ此榮城と稱す
五千の人口ありて市の周圍には
十六世紀頃の馬上銃に對しての
しとも見えず其餘の軍隊は二十
二十三日に其上陸を終へたり是
れて二道より威海衛に向て進發
路を取り第十一聯隊は北路を取
每夜敵の攻擊を受けたれども皆
び文登の方向に潰走せしめたり
より派遣せられたるものにして
防禦に力を盡したりと云ふ進軍
々なりと雖も却て逃亡支那村民の
病に罹りたり意氣は熾烈にして
にして之れが爲めに十五人乃至
しと云ふ

此の如くして二十九日の夜は威
許なる丘陵の南方に陣を張り三
先づ其左翼は丘陵の第一脉の上に
に向て進擊し支那兵は午前六時
を以て激烈なる砲擊をなしたれ
の勇悍なる進軍に依りて退走し
面して日本軍の丘陵に達したるは
云ふ此時支那兵は野砲四門を以て
も日本軍之を事ともせず二倍の
しかば遂に潰亂して威海衛及び
したり日本右軍の攻擊は朝の四時
面防禦の東端なる諸砲臺より一
しに砲臺は之に向て砲擊を始め
位地の善かりし爲め死傷少なか
個の陸面に向ひたる砲臺ありしが
する所となりて其守兵は皆海岸
は更に西方の諸砲臺を攻擊して之
岸砲臺に向ひ其一を破裂せしめ
支那兵自ら之を棄却したり此役
し大寺少將は砲彈に中りて戰死
して日本軍は悉く東口諸砲臺を占
の後劉公島外面の二砲臺及び灣內
艦と砲戰を始めたり此砲戰は五時
も日本軍の損傷甚だ少かりし日本
を得たりしかば其夜は皆各々其營
內には威海衛の方向に進軍したる
二月二日西口諸砲臺は一發の砲を
れたりしが其大砲は皆丁汝昌の命
りしと云ふ七日には海陸軍聯合
臺の攻擊を始め七時五十分より一
日島砲臺を破壞せられ此日の戰爭
日諸砲臺占領より清軍降參の時に
隊、占領砲臺等より烈しき砲擊
の効もなかりき十一時一隻の支那
り其談判の結果として支那軍は其
劉公島を日軍に渡すみとゝなれ
西口より進航せる十三の支那水雷
或は擊沈せられ或は捕獲せられた